れるものとする。）それぞれ一人、監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、適正業務管理官、総括技術検査指導官、低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官及び官庁施設防災対策官それぞれ一人を置く。

［２～16　略］

［項を削る。］

17　［略］

（総務部に置く課等）

第十二条　総務部に、次の八課並びに調査官、監査官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官それぞれ一人を置く。

総務課
人事課
会計課
企画調整課
防災・危機管理課
情報システム管理課
跡地利用対策課
公正取引課

（公正取引課の所掌事務）

第十八条　公正取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十五　略］

（厚生管理室）

第十九条の三　人事課に、厚生管理室を置く。

２　厚生管理室は、第十四条第二号に掲げる事務をつかさどる。

３　厚生管理室に、室長を置く。

（検査課の所掌事務）

第二十三条　［略］

一　［略］

二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場

れるものとする。）それぞれ一人、監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、適正業務管理官、総括技術検査指導官、低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官、景観環境事業調整官及び官庁施設防災対策官それぞれ一人を置く。

［２～16　同上］

17　景観環境事業調整官は、開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を整理する。

一　良好な景観の形成に資する土木工事の施工方法及び土木工事の実施により形成される景観の評価に関する企画及び立案の統括に関すること（港湾空港指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　環境影響評価に関する審査、調整及び技術の改善に関すること（港湾空港指導官の所掌に属するものを除く。）。

三　公共事業（港湾整備事業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。）間の調整に関する事務に関すること。

18　［同上］

（総務部に置く課等）

第十二条　総務部に、次の七課及び一室並びに調査官、監査官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官それぞれ一人を置く。

総務課
人事課
会計課
企画調整課
防災・危機管理課
情報システム管理課
跡地利用対策課
公正取引室

（公正取引室の所掌事務）

第十八条　公正取引室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十五　同上］

［条を加える。］

（検査課の所掌事務）

第二十三条　［同上］

一　［同上］

二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場